

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長 高島 宗一郎

市町村名 (市町村コード)	福岡市 (40130)
地域名 (地域内農業集落名)	脇山 (大門、野田、舟引、志水、栗池、門戸口、谷口、椎原、板屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・樹木の成長により伐採が行われていることもあり、棲み処を追われたイノシシが民家付近に頻繁に出没している。また、サル・イノシシ等の有害鳥獣被害が多く発生しているため、ワイヤーメッシュや電気柵の設置による対策が一層強化され進められている。
- ・高齢化による農業離れ、後継者不足による農業離れ、地区外居住相続人による相続農地の放棄等により耕作者が減少、一部の担い手も引受面積の限界を超え、中山間地を中心に耕作放棄地が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作放棄地解消の為に地域計画の検証により、受託組合・個人受託等が進んでいる。
- ・脇山管内の農地の集積化が受託組合、個人受託等を中心に進んでいる。
- ・有害鳥獣被害対策が進み、安心して生産できる環境が整備できている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地のうち、将来に渡って利用される意向のある農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付ける者は地域の担い手であることから、定期的に話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるように地域で協力連携していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地の状況を把握できるよう農地中間管理機構を通した利用権設定を促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を終了して20年が経過しているが農道舗装がされていない箇所がある。順次、農道舗装を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図に位置付ける地域内の担い手(受託組合・個人受託等)への集積を基本としつつ、集積・集約化を進めていくが、耕作が困難となった場合は新たな地区外担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化ができる作業は、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュや電気柵の設置、また地域全体での箱罟設置による対策を進めている。
 ②引き続き減農薬の稲作を実施していく。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を検討していく。
 ⑤耕作放棄地を活用し果樹栽培に取り組む。
 ⑦農道及び水路等の保全管理を行っていく。
 ⑨耕作放棄地、裏作を活用し耕畜連携を進める。